

平成15年度第8回

公 共 事 業 等 審 査 会
会 議 録

ラ ッ セ ホ ー ル サ ン フ ラ ワ ー
平成15年11月11日

公共事業等審査会 事務局
(兵庫県県土整備部県土企画局課長(技術企画担当))

公共事業等審査会（平成15年度第8回）会議録

1 開 会

副知事

本日は、大変お忙しいところ、会長を初めとして委員の方々には、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。日ごろは、公共事業の評価を適正に、的確に実施していただいておりますことを、厚くお礼申し上げます。

この審査会も、設置をいたしましてから5年目を迎えるわけですが、例年、件数もふえておりまして、委員の先生方には大変なご迷惑をおかけしているところですが、ご案内のとおり、公共事業をめぐる論議は活発化をしております。そういった中で、この審査会の重要性が一層増しているのではないかと考えております。

また、ご案内のとおり、成長経済から低成長、成熟社会、少子高齢化ということで、今、時代的には大きな変化を来しておりますが、我々行政におきましても大変な転換期を迎えております。特に、ご案内のとおり、平成12年4月に地方分権一括法が施行になり、その際には、権限等は地方に回ってきましたけれども、財源の問題については後回しになっていたということで、今、国の方では、年末に向けて、三位一体の改革という中でこの財源問題が議論をされようとしているわけであります。

我々地方団体といたしまして、この結果いかんによっては大変なことになるのではないかというふうにも危惧をしております。知事会の方におかれまして、そういったことから、財源の移譲の問題については適正にやる必要があるということで、この18日にも全国知事会が開催される予定になっております。その準備段階として、この13日にも主な府県の知事が寄りまして、その原案づくりといいますが、要望等の調整が行われます。

特に、その中で非常に問題になっておりますのが、公共事業の問題であります。将来的には、地方の行う事業、国の行う事業について明確に区分し、地方に財源を付与した中で、地方の責任でもって事業をする、そういう考え方が今示されているところですが、恐らくこれからの公共事業をめぐる問題は大きく転換をしていく

ものであろうと覚悟を決めているわけでございます。

また、社会資本・基盤の整備につきましても、技術の高度化とか、あるいは最近特に言われております環境に対する配慮、それからトータルのコストの縮減の問題等々が議論をされているわけでございます。我々といたしましては、事業施行に当たりまして、十分にそういったことに配慮しながら事業に取り組む必要があると考えているわけでございます。

そういった中で、委員の皆さん方におかれましては、それぞれの分野で専門的な立場から、県民の立場に立って有効性や効率性等についていろいろな議論を賜っていただいているわけでございまして、我々といたしまして、その意見を十分に踏まえて事業施行をしているところでございます。

また、審査会の意見につきましても、兵庫県におきましては、この4月から参画と協働の条例も施行しておりますことから、情報公開についてきちっとやっていこうということで、議事録とか配付資料などをすべて公表した中で県民の皆さん方のご意見なり評価を賜るといったシステムで進めているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

今年度の審査会、本日で第8回目となるわけでございますが、これまでもたくさんのご審議を賜りました。このことにつきまして厚くお礼を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 平成15年度第8回公共事業等審査会

(1) 事務局より報告事項

事務局

ありがとうございました。

お手元に配付しております追加資料をごらんください。その2ページですが、今年度の審査会におきまして、防災対策と土地利用規制の部局間連携について幾つかご意見をいただいております。

具体的に申しますと、一つは、防災面での農林と河川の政策連携、また一つは治水とまちづくりの連携、そして部局間の総合調整につきまして、各委員よりご意見をいただいております。これらにつきましても、副知事から、兵庫県の取り組みについ

て話をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局

それでは、説明をさせていただきます。

いろいろご審議を賜った中で部局間連携ということが非常に議論をされたということで、私から、今の県の取り組みなり、今後の取り組み方針についてご説明申し上げ、またいろいろなご指導を賜りたいと考えております。

一つは、組織面での取り組みでございます。

ご案内のとおり、平成11年に、新しい時代に向けた組織や事業のあり方について議論をしようということで、行財政構造改革推進に兵庫県も取り組むことを決めたわけでございます。そして、前の知事から、君も財政が長いんだから一遍やってみてくれということで、そのために副知事になったというようなことでございますが、そういった中で組織面での取り組みもさせていただきました。

今までは、9つの部局から成っております、やはり知事のもとに一本化をしようということでいろいろ努力をしてまいりました。しかし、それでもなかなかいろいろな障害も出るということでありましたから、できるだけ組織を大きくりにしようではないかということで、5つの部に統合再編をさせていただいたわけであります。そういった中で、できるだけトップの意見なりが十分に反映できるように、そして部局と部局との調整もきちっとできるようにと考えたわけであります。そして、各部局の中に企画調整局というものを設置させていただき、その局長が、各部局との調整は当然であります、部局内の調整も行うということで進めてきたわけであります。そういった中でいろいろな事業、行政につきまして調整なり政策形成を行っていかうということで、組織を再編させていただいたわけでございます。

特にまた、技術的な問題についてもいろいろで、農林もありますし、土木もあります。こういった中で、技術の担当理事を置こうではないかということで、部長のもう一つ上のクラスを設置させていただきました。今の望月理事は国土交通省から迎えておりました、今で3代目になるわけでございますが、技術面からの調整もしていく必要があろうということで、担当理事も置かせていただいたわけであります。また、これだけではなかなかうまくいかない突発的な問題についても、投資的部局だけでないほかの部局の問題も持っておりますから、組織の横断的な、その課題、課題についてのプロジェクトチームを設置いたしまして臨機応変に対応しているというのが、今

の組織の状態でございます。

地方は、1年おくれまして、6つの県民局でございましたが、それを平成13年度から10の県民局に逆にふやさせていただきました。これは、地域地域の需要量なり人口なりを考えると、特に気になりましたのが、西播磨は姫路に県民局1つでございましたが、非常に範囲が広過ぎたということで、西播磨を中播磨と西播磨の2つに分けたり、あるいは東播磨と北播磨に分けたりして10にふやさせていただきました。そして、県民局長のもとに、いろいろな県民の方々から意見を聞く、土木は土木なりの意見を聞き、農林は農林の意見を聞き、それを総合調整しながら各県民局で現地解決型の行政を進めさせていただきました。

ただ、これも私は完全ではないと思ひまして、今、行財政構造改革の総点検を進めております。こういった中で、もう少し組織の見直しといひますか、取り組みを変える必要があるということで、今、内部検討をさせていただいております。大体の素案ができて、昨日から議会との調整に入っております。また、行財政構造改革推進委員会を設置しておりますが、そういった中、あるいは議会の特別委員会の中で議論をし、何とか本年度中に成案を得たいと考えております。

そういったことの中で、できるだけ総合調整なりができるよう、組織面からも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それからもう一つは、計画や事業実施レベルの取り組みでございます。

このことについては、ごあいさつでもちょっと申し上げましたが、やはり県民・住民参加型の県政を推進していく必要があるということで、この4月から参画と協働の条例も設置をさせていただきました。そういった中で、県なりが決めてそれを実施するといった方式を、県民の方々と一緒に事業の方針を決めていこうということで、各県民局で社会基盤整備の基本方針、あるいはそういったもののプログラムを設定させていただきました。そのことによって、県民と一緒に、県民局が各地域の事業の進め方を決めていく、その全体的な調整を県庁の方で行うといった方法で事業を進めるように取り組ませていただいているわけでございます。

また、非常に最近、環境問題をいろいろと言われております。工事の施行に当たりまして、自然保存型、自然活用型で整備をする必要があるということから、「ひょうごの森・川・海再生プラン」というものを策定しておりますが、これも部局を越えて、環境の担当セクションが中心となってそういったことのチェックや計画を進め

るようにしているわけございまして、土木なり農林との各分野間の連携もそういった中で図っているわけございまして。

公共事業の総合的なコスト縮減につきましても、兵庫県の新行動計画というものを策定いたしまして、部局を越えて実施しております。

この審査会におきましても、県土整備部、あるいは農林水産部、企業庁にまたがる事業を一つの事務局でもって実施をしているわけございまして。事業の一元化を図っていく必要があるということから、事務局を一本にしまして本審査会での連携を図っているところでございまして。

3つ目は、小さな問題になるかもわかりませんが、ふだんの段階から、知事あるいは私たち幹部も含め政策会議を定期的開催いたしまして、各部局間での持っている情報の共有、意思疎通、こういったことでそこを来さないように事業を進めております。そういった中で、一人の知事のもとに総合的な行政を展開していくというようなことで取り組んでいるわけございまして。

いずれにいたしましても、今申し上げましたような取り組みをしておりますが、問題点が出ることもございまして。この審査会でも、いろいろなことについてご指摘をいただいております。今の行財政構造改革の総点検をしている中でももちろん議論をしていきますが、今後ともそういった面について常に検討、研究しながら適切な事業執行に努めていきたい、このように考えておりますから、以後におきましてもいろいろな問題についてご指摘なりをいただければ大変ありがたいと思っております。

以上、部局間の連携についての先生方のご意見に対して、今の取り組みなりをご説明申し上げてご理解を賜りたいということでございまして。どうもありがとうございました。

会 長

では、司会進行役を務めさせていただきます。4時半、遅くとも5時までには終わりたいと考えております。委員の皆さん方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

なお、副知事は、業務の都合上、途中で退席されます。せっかくのご出席でございますので、今、何か言っておきたいという方、委員の皆さんから注文をつけるわけではございませんが、激励の言葉でも結構でございます、どなたかございませんでしょうか。

委員

今、2点についてご説明を受けましたが、私たちの公共事業等審査会は、まさに今副知事がおっしゃったような部局間にまたがる問題を逐一やっているわけですし、この審査会に県の担当部局の幹部の方が、個別じゃなくて、それぞれ一斉に出られるということが、ある意味では今ご説明されたことにつながっていくのではないかと。ですから、私たちは、それぞれの領域では専門ですけれども、全体については素人でありますので、むしろそういう素人からの視点というか、意見というか、そういうものをこれからも私個人は大事にしていきたいし、ご当局の方もそういう受けとめ方をいただければと願っております。

委員

先ほどご説明いただいたお話の中で、県が全体的に取り組んでいらっしゃる方向はわかったわけですが、実際問題として、組織をおかえになった後の基本的な運用の仕方をどうするかが成果を決めることだろうと思います。

新しく組織がえし、担当理事さんなども置かれ、県民局も6県民局から10県民局に広げられて、広く住民の声をお聞きになって住民とともに社会資本の整備のあり方を考えていくということですが、多分私は住民サイドとしてはいろんな要求を出すことが主たる意見だと思うんです。その中で、予算、時間も含めてどういうプライオリティーをつけるのか、そういうものが実際的な部局間調整の中身だと思いますので、逆に言いますと、こういう形でプライオリティーをつけるよ、あるいはつけてるよということが県民の皆さんにわかるように外へ出していただけたら、むしろ部局間の連携で県がインフラ整備を進めておられるなということが県民にはよりわかりやすくなるんじゃないかという気がいたします。

この審査会では、横断的に審査するといいますが、各部局が持っておられる政策が横断的にいいか悪いかという総合的判断というのは非常に難しいわけですし、ここに上がってくる前に、総合的にこういう形でやっているという部局間調整のプライオリティーのつけ方もできましたら県内でまとめて、そういうものをこの審査会に示していただくとか、あるいは県民に公表していただくとかという形でやっていただければ大変ありがたいなと思います。

委員

各部局間のルール、規則といいますが、いろいろな制限の中で最大の吟味をいた

だいた案件がすべてこの場に上がってきていると思います。その中で、審査会をやる上において、今まさに副知事さんがおっしゃったような部局間の連携というところにいつも議論がぶつかってしまって、そこでいろいろな問題とか制約、それからある意味ではちょっとギブアップしなければいけない部分もよく出てくるわけですが、むしろこういう審査会の方で提起されるような問題をヒントに、部局間連携をより実質的で有機的なものにしていただければと思います。どうもありがとうございました。

委員

経済問題や雇用問題等々についてはいろいろと県のお力をいただきまして我々の希望、考え方を聞いていただいていますので、それにまずはお礼を申し上げたい。いろんな意味で、経済政策にしても、雇用政策にしても、今問題になっていることについては、本当に大きな観点から、それぞれ細かい点についてもいろいろとご配慮いただいていることは、私は非常に感謝申し上げたいと思います。

それから、行財政改革の問題の中でいろいろと議論されることがあるわけですが、先ほど行財政改革の推進委員会が近々開かれるというお話を聞きまして、少なくとも県の姿勢としては、情報公開の問題なり、さらには行財政改革にしましても評価という視点が入ったりしておりますので、従来と違って、ある意味では県民に開かれた行政であるし、いろんな問題点についてはその時点、時点で評価を受けながら次のステップを踏んでいくという理解をさせていただいております。

部局間の総合調整の問題については、我々も、できるだけ横通しをしてください、一つの大きなビジョンのもとにそれぞれの部局で具体的な動きをしていただきたいということを申し上げておりますけれども、なかなか必ずしも100%我々の期待どおりということはないと思います。しかし、そういう方向に向いていること自体は、非常にこれも評価させていただきたいと思います。そういう意味で、今後ともひとつよろしくお願いしたいと思います。

委員

お話を聞かせていただきまして、県民中心と申しますか、県民参加、それから情報公開等の面でも県民中心の県政に取り組まれているということはよくわかりました。

私、短い経験でこの公共事業等審査会の中で審査させていただきましますときにいつも感じることは、一つ一つの案件の内容については、非常に懇切丁寧にご説明いただ

くわけですけれども、その計画が、全体の県政といえますか、そのどの位置にどの程度の重要性、優先性を持ってあるのか、正直申し上げまして、そういう全体像は私たちにはわかりません。ですから、そういう十分な吟味を尽くされて事業として必要だということでここに上がっていると信ずるよりありませんから、そういう面につきましても、部局間の連携ということをおっしゃっていただきましたが、ここに上がってくる案件は優先性、必要度において総合的なレベルからそうなんだという安心感をぜひ持たせていただきたいと思います。失礼いたしました。

会 長

どうも副知事、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

事務局

貴重なご意見、ありがとうございました。今後とも、大変ご迷惑をかけると思えますけれども、いろいろとおっしゃっていただいたらありがたいと思いますので、よろしく願います。勝手ですけれども、失礼いたします。

会 長

それでは、前回の審査会で出ましたご質問につきまして、追加資料によってご説明をお願いしたいと思います。林道整備事業から。

事務局

それでは、追加資料の1ページをお開きください。前回、林道整備事業につきまして6点の質問をいただいておりますので、それについて回答させていただきます。

まず1点目ではありますが、林道整備によって植生のあったところに裸地ができるが、便益計算でマイナス機能をカウントしているのかという質問であります。

現在、便益計算は林野庁マニュアルにより算出しておりますが、林道整備によって生じる裸地などによるマイナス機能については、土地の形質変更を最小限に抑え、野生動物との共存のためのスロープつき側溝、集水ます等の施設を計画し、切り土、盛り土面については早期緑化を図り、木材を使用した丸太積み土どめ工・柵工等の採用により、環境面、防災面等でできるだけ自然生態系を損なわないように努めております。しかしながら、なお残るマイナス面については、明確な評価基準や算定手法が今のところ確立されておられません。これらの点については、問題意識を持って、国とも協議しながら整備を進めていきたいと考えております。

次に、2点目ではありますが、森林の有する多面的機能をうたう限りは、地元以外

の方の意見も反映されるべきではないかという質問であります。

これまで、林道整備事業においては、路線計画、起・終点及び経路等について、一義的には地元及び関係市町からの要望を踏まえ、計画内容に反映させております。計画決定に当たっては、森林資源の把握、森林整備及び保全に関する指針として、県が10年を1期として立てる地域森林計画に記載することとなっております。また、本計画は、その後県公報に告示、30日間の縦覧に供し、広く県民からの意見を求め、森林審議会の意見を聞いております。今後の計画策定に当たっては、森林審議会の委員に公募委員の参加をいただくなど、さらに幅広く意見を聞いて計画を樹立していきたいと考えています。

また、先般、11月5日には、林道を通して豊かな森林、自然環境を体験していただくため、林道自然観察ウォーキングを開催しました。50名の募集に対して499名の応募があるなど、その関心の高さを実感しているところです。今後は、応募者全員が参加できるよう機会をふやし、多くの県民から実体験を通じた幅広い意見を求めるなど、より多くの機会に県民の意見を聞き、林道整備に反映させていきたいと考えております。

3点目の質問であります。林道中辻・肥前畑線の森林整備計画図において、計画路線が森林整備の必要のない広葉樹林部分にかかっている。また、要森林整備区域においても既存の林道を利用して既に森林整備がなされているが、計画路線の整備の必要性があるのか説明してほしいということであります。

中辻・肥前畑線利用区域内森林整備計画図を見ると、委員ご指摘のようなことも考えられますが、前回ご説明いたしましたように、当該林道は地域の基幹林道として位置づけられており、効率的な木材、林産物の搬出のみならず、保健レクリエーション機能や森林環境教育機能等の発揮に供するため、公道間を結ぶ連絡線形にする必要があります。ここで整備計画を中止すると、中辻からの森林整備と肥前畑側の森林整備を行うに当たって、一度山をおり、大きく迂回して肥前畑から再度山に入るといったルートになり、大きな時間ロスが生じるなど極めて非効率なことになります。利用区域全体の森林整備等、利・活用を考える中で、地形や路線の形成上から効率的な路線選定をしたもので、改めて計画路線の整備の必要性があると考えております。

4点目の質問であります。池ノ尾線の森林整備区域図において、林道がない区域なのに森林整備済みとなっているが、どのように森林整備を実施したのか説明して

もらいたいということであります。

前回ご説明させていただきましたように、森林施業サイクルは、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、伐採、新植から成っております。池ノ尾線の利用区域内森林整備計画図での林道がない森林整備実施区域は、こういった森林施業サイクルの中で下刈り、除伐、枝打ち、切り捨て間伐など比較的軽い施業において、携帯可能な林業機械で実施されているもので、既存の山道などを利用して、歩いて現地に行って施業を行ったものです。今後、伐採、搬出等大がかりな森林施業がありますし、これら森林施業サイクルは今後とも将来にわたって継続されていくものであり、こうしたことから林道の整備が必要になると考えております。

5番目の「新ひょうごの森づくり」につきましては、後ほど説明しますので、6番目の質問に先に入ります。

6番目、ふるさと林道緊急整備事業と今回の審査案件との関係について説明してもらいたいということであります。

林道の整備手法には、農林水産省の国庫補助事業を受けた県営林道整備事業及び市町営林道整備事業があります。また、過疎地域における大規模な林道整備については、県が代行する過疎代行林道整備事業があります。さらに、県単独事業として、県単独県営林道整備事業があります。このほか、県が単独で補助する県単都市町営林道整備事業があります。さらに、山村地域の振興と定住環境の改善を図るため、集落間林道等の整備に対して国庫補助事業と地方単独事業を効果的に組み合わせてその推進を支援することを目的に、地方交付税での財源措置のある起債制度を利用したふるさと林道緊急整備事業が平成5年度に創設されました。当初、平成9年までの予定でしたが、その後、平成19年度まで延長されています。

審査案件との関係については、本審査案件14路線の中で10路線について、国庫補助事業に加え、県単独県営林道整備事業に本制度を活用し、林道整備事業の促進を図っております。以上です。

事務局

新ひょうごの森づくりについて説明していただきたい、ア、新ひょうごの森づくりとはどのようなものなのか、イ、新ひょうごの森づくりと今回の林道整備事業はどのように関係しているのか、ウ、森林整備計画図には対象箇所が記載されていないが、年度ごとの対象箇所はどうなっているのかというご質問でございます。

まず、新ひょうごの森づくりについてご説明申し上げます。別冊で印刷しました「新ひょうごの森づくり」というパンフレットをごらんいただきたいと存じます。

1枚めくっていただきまして、3ページになっております「現状の保全から積極的対応へ」という計画理念を載せたところがございますが、これまで20世紀は、開発が優先された社会でございまして、自然や緑は社会の発展や生活の豊かさの犠牲として常に危険にさらされておりました。こうした反省や緑の重要性の認識が高まります中で、平成6年度に兵庫県では全国植樹祭を村岡町で開催いたしました。そのときに、これを一過性に終わらせないということで、2ページの下に記載しております「ひょうご豊かな森づくり憲章」を提唱いたしまして、森林を県民共通の財産としてとらえ、県民総参加の森づくりによる森林の保全を推進してまいりました。

ところが、最近になりまして社会経済情勢が非常に激しく変換し、その中で平成14年度から、こうした豊かな蓄積と経験を生かしまして、森林整備への公的関与の充実、それから県民総参加の森づくりの推進というこの2つを基本方針とし、従来の保全から一步踏み込んで、多様な兵庫県の地域特性を生かしました森の回復、再生への方策を創造していくことといたしております。

基本方針は先ほど申しました2点でございますが、具体的には、森林整備の公的関与の充実では、まず、森林管理100%作戦と銘打ちまして、人工林のうちで間伐が必要な森林について、市町と連携の上、公的管理による間伐の実施を進めております。また、伐採跡地で放棄されている森林につきましても、早期回復を図るように、循環の森整備事業として広葉樹の植栽を進めております。それから、里山林の再生につきましては、県民の自然との触れ合いの環境の場として、また生物の多様性などが非常に里山林に求められておりますことから、環境保全機能はもとより、レクリエーション、アメニティー、景観、人と自然の共生、教育といった文化機能を重視した森として整備をすることといたしております。

基本方針の2つ目、県民総参加の森づくりといたしましては、森への理解、関心を高めますために、いろいろな普及啓発なり森林環境教育を進めることといたしておりますし、森林ボランティア育成1万人作戦と銘打ちまして、里山林なり人工林の間伐、枝打ち等を実践する森林ボランティアを養成するための講座などを設置し、1万人のボランティアを養成することといたしております。計画期間は平成14年度から23年度までの10年間でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、具体的な施策はここに記載されておりますが、5ページの下の方の中をごらんいただきたいと思っております。

対象森林と書いてございますが、兵庫県には56万3,000haの森林がございまして、民有林が53万2,000ha、このうち人工林が19万9,000haになっております。ただし、緑資源公団の持っている2万2,000haは除いております。このうち、45年生以下の森林が15万haございまして、その中で21年生から45年生までの間伐を必要とする森林、いわゆる放置されている、その見込みのある森林が8万7,500haございます。この8万7,500haについて、先ほど言いました森林管理100%作戦で間伐を進めていこうと考えております。

それから、45年生を過ぎましたいわゆる成熟森林のうち、伐採をされましたが、近年の木材価格の低下から、再造林の費用が出ないということで放置されている森林がございまして。そういったところには、広葉樹を主体とした造成をしていこうという計画でございまして。

里山林の再生につきましては、天然林31万1,000haのうち、里山林、いわゆる二次林というものが29万7,000haございます。このうち再生を対象といたしますのは、平成6年度から始めました豊かな森づくりプランで既に6,000ha実施しておりますが、新ひょうごの森づくりにつきましても、9町村に1カ所程度ということで、6,200haを整備していくという考えでございまして。

以上、簡単でございますが、新ひょうごの森づくりの説明をさせていただきます。

それから、イトウの件につきましては、新ひょうごの森づくりの一つであります先ほど申しました森林管理100%作戦は、林道整備の目標といたします森林整備と密接な関係を持っております。計画量は8万7,500haでございますが、本作戦では箇所全体は明示いたしておりません。整備箇所につきましては、毎年度、市町との連携が必要なことから、市町と協議しながら決定して、連携して間伐を図っております。箇所につきましては、その年度ごとに市町と連携しながら決定して進めております。

会 長

どうもありがとうございました。ただいま林道整備につきまして追加のご説明がございましたが、何かご意見あるいはご質問はございませんでしょうか。

これは何も農林に限ったことではございませんけれども、独特の言葉遣いがありま

して、例えば天然林という言葉が使われております。これは、普通で言う自然林ではございませんで、植林でないという意味にとっていただいたらいいと思います。民有林という言葉も同じでございます、国有林でないところがすべて民有林、例えば財産区で持っているのも民有林という形になります。その辺、ちょっと食い違いがあるかもしれませんが、何かご質問はございませんでしょうか。

委員

人工林と天然林というのは、私は人工林が植栽と……。

会長

人工林と植林というのは大体同じです。

委員

の便益算定の方法については、今後の課題という形で、これから検討されていくというふうに理解させていただきました。林道を整備しますと、側溝を整備します。物理的に考えると、流出増が必ずあります。河川の計画の場合は、流域の属性が変わると当然、それが計画に反映されるように技術的に計算の中に入れるわけなので、今後、そういう技術的なマイナス機能面の評価の仕方についてご検討いただければと思います。

それから、 についてちょっと質問します。今の新ひょうごの森づくりの制度といえますのは、ちょっと正確な言い方ではないかも知れませんが、公的な資金を使って人工林、それから人工林以外の部分についても若干手当ををしていこうというところだと思います。特に、今、林業従事者が減っていく、これからふえていく見通しが立たない中で、こういう人工林を現状維持しながら、半永久的にこのメンテナンスのために公的資金をつぎ込んでいくのか、それとも、混交林化をむしろ放棄森林につきまちは進めていって、できるだけメンテナンスフリーの森林になるように、公的なお金を森林のメンテナンスに費やす割合を減少させていく方向の見通しなのか、そのあたりについてご方針を教えてくださいたいと思います。

事務局

今の委員のご指摘のとおりでございます、私どもが考えておりますのは、人工林のいわゆる賦存量といいますが、兵庫県で使います県産木材の需要量から計算いたしますと、現在あるスギ・ヒノキの人工林で相当長い間、成長量を見込むと人工林を天然林にかえても十分賄っていけるということで、いわゆる人工林には違いがないんで

すけれども、スギ・ヒノキの針葉樹ではなくて広葉樹を植えていこうと考えております。これは、とりもなおさず野生動物の生息の場としての環境なり、あるいは水源かん養機能なりの向上を目指すということで、全部そういうものにかえるのではございませんが、そういう方向で進めていきたい。いわゆるスギ・ヒノキの針葉樹林の面積を縮小させていくという方向で考えております。

委員

ということは、この事業としては、公益的な部分の森林整備については縮減する必要はないかもわかりませんが、いわゆる林業対策としての新ひょうごの森づくりプロジェクトから割り当てられる予算については、恐らく縮減していく方向というふうに理解してよろしいでしょうか。

事務局

人工林については、今一番課題になっておりますのが手おくれ人工林の間伐で、それを森林管理 100%作戦で整備していこうということです。ただ、それも林業的な意味合いもありますし、公益的機能の維持増進という意味合いも両方あるわけでございます。それから、今後、人が植えれば人工林になるわけですがけれども、スギ・ヒノキの針葉樹一辺倒ではなくて、針広混交林といった多様な森づくりということで進めていきたいと思っております。

委員

そうしますと、間伐については、できるだけ県からの援助がないにこしたことはないという認識はしていらっしゃるんですか。それとも、ある程度はサポートしていこうという。

事務局

間伐については、森林管理 100%作戦で、国と県と市町が全部公費でもって間伐を実施していくということでございます。

委員

本来は、コマーシャルベースで動いていくべきものですね。

事務局

そうです。ただ、コマーシャルベースでいきますと、なかなか間伐が進まないということでございますので、間伐が進まない森林の公益的機能が損なわれるということで、昔はコマーシャルベースでインセンティブが働いていたんですが、それが働

かなくなったために、10年間に限って公的に間伐を徹底していこうということでございます。

委員

じゃ、一応10年ぐらい様子を見てから、ますます予算が膨らむようであれば、もちろん見直しがかかるという、そういう理解でよろしいですか。

事務局

はい、またそれは見直すと思います。

会長

ほかにございませんか。 ないようでしたら、次は、河川事業につきまして、追加の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、河川関係のご質問が3点ございましたので、お答えします。

その前に、先ほどの副知事からの部局間連携の話の中で、治水とまちづくりの連携の事例でございますが、前回の審査会におきましても委員からお話のありました河川改修事業と区画整理事業との関係について、少し補足説明させていただきます。

赤穂市野中・砂子地区の土地区画整理事業と加里屋川河川改修事業とが、相互に調整の必要な事業となっております。加里屋川と隣接します土地区画整理事業につきましては、当時、既に野中・砂子地区が市街化区域に指定されておりました。図面をお示ししますと、我々が今事業を行っておりますのは加里屋川のここでございます。それから、これに隣接しまして、千種川本川と加里屋川の間で区画整理が進められようとしている。これは昭和40年代に市街化区域に指定されております。そうした中で、当然これは将来市街化されるということを想定した上で、隣接します河川の改修をどのようにするかということにつきましては、治水安全度を30分の1に定めて事業着手することにしております。

ちなみに、治水安全度30分の1と申しますと、本来、例えばある未改修の川に隣接しまして開発等が行われる場合、その流出増に対する負担を軽減するために、開発者に調節池をつくってもらったり、あるいは場合によっては河川改修の負担をさせていただくことになるんですけれども、下流が30分の1で改修されていれば、そういった改修への負担はなくなるという一つの基準を設けております。そのような調整のもとで、後発します河川改修につきましては、治水安全度30分の1で事業を行っておりま

す。

今後の具体的な河川工事工程につきましては、我々の河川改修事業は平成25年までかかるわけですが、区画整理の工事を開始しますのが平成18年度でございますので、区画整理事業の区域におきます雨水排水を受ける区間は18年度までに河川改修を終えるという調整を行い、相互の事業に支障がないように進めさせてもらっております。

それでは、河川事業におきます3つのご質問についてご説明します。

1つ目が、公共事業等審査会における河川整備計画の位置づけについてということでございます。

お手元の追加資料の3ページを開いてください。河川事業 としまして、公共事業等審査会における河川整備計画の位置づけについて示しております。先般の審査会におきまして、委員の方からも、例えば公共審でいろいろ審議した後、河川整備計画が定められて、その内容が大きく異なる、あるいは基本的に異なる場合、どのようなことになるのかといったご質問をいただきました。そうした意味で、公共審と河川整備計画の関係につきましてお示ししたのがこの図でございます。

最初に、河川整備計画と公共事業等審査会との区分でございますが、河川整備計画につきましては、河川整備の目指すべき計画目標や実施内容を定めております。そして、この事業が継続しています場合、河川整備計画が策定されれば、その直近に開催される予定であった再評価につきましては、そのときだけは一応再評価が行われたものとするという内部の定めを持っております。

それから、公共事業等審査会ですが、これはご承知のとおり、事業の新規着手や継続の是非を審議するものであり、当然事業の中止、休止もあります。また、審査する中で計画そのものの妥当性についても審議していただくことになろうかと思えます。そして、基本的な事項で指摘があれば、我々としましては、河川整備計画の見直しもあると現在考えております。

それを少し具体的に説明させていただきます。

まず最初に、公共事業等審査会で事業継続承認後に河川整備計画を策定した場合でございますが、河川整備計画で変更がない場合とある場合とございます。

の変更がない場合でございますが、の河川事業につきましては、河川整備計画の策定によって、その時点で再評価が行われるものとし、策定後5年過ぎた時点で

再度公共事業等審査会において再評価の審議を行っていただきます。そして、事業が継続していれば、5年ごとに公共審を受けることになります。

ちなみに、公共審が平成10年に受けた後、本来ことし平成15年に公共審にかけるべき事業のうち、河川整備計画をつくったものが11件ございました。平成13年に1件、平成14年に6件、平成15年に4件でございます。これらは、ことしの公共審にはかけておりませんけれども、当然、例えば平成13年に河川整備計画が定められたものにつきましてはその5年後、平成18年に公共審を受けることになります。つまり、今回、一応みなしの対象になりました事業につきましても、それぞれ3年後、4年後、5年後の公共審にかけることになります。

のダム事業につきましては、非常に社会の注目度も高いということで、河川整備計画の策定の有無に関係なしに、公共審に5年置きにかけていくことにしております。

の河川整備計画で変更があった場合ですが、これはご質問にありましたように、公共審が終わった後、例えばことしかけた公共審の内容につきまして来年、再来年あたりに河川整備計画に変更があり、それが基本的事項の変更であれば、変更内容の着手までには再度公共審に諮ることを考えております。

基本的事項の変更とは何かということになるのですが、例えば河川改修をやめて遊水池や放水路を整備する、あるいは事業区間を大幅に変更して全く違うところの事業を優先して行うといった抜本的に見直すような変更があれば、このような形で再度公共審に諮る必要があるだろうと思っております。

それから、公共事業等審査会で中止あるいは基本的事項の変更があった場合ですが、の事業を中止する場合は、当然事業を中止して、その再開に当たりましては、河川整備計画を策定し直し、さらに公共審で審議していただいて事業再開することになると思います。

の基本的事項の変更があった場合は、先ほどとは逆で、河川整備計画が先にあって、そして公共審を受けた、その結果が河川整備計画の内容と基本的なところで異なっていましたら、河川整備計画を再度見直しまして、その内容で計画を整合させて事業を継続していくことになろうかと思っております。

以上、先般ご質問いただきました公共審と整備計画策定との位置づけについてでございます。

それから、2つ目が、河川事業において地元の声はどのように反映されているのか説明してほしいということで、たしか2人の委員からそういう趣旨の質問がございました。これにつきましては、口頭で説明させていただきます。

まず、河川事業につきましても、第2回の審査会で説明しております、そしてまた先ほど副知事の方からも話のございました社会基盤整備プログラムに位置づけられております。この社会基盤整備プログラムの策定に当たりましては、積極的に県民の参画と協働を得ており、その間、関係自治体、住民の意見を聞き、住民理解のもと、その整備を中長期計画として策定しております。10年間という期間で、プログラムを策定しております。

それから、河川整備計画でございますが、この策定時につきましても、関係住民を含めた検討委員会を設置し、関係住民の意見を計画に反映できる措置を講じております。具体的には、広く県民意見を反映させる措置としまして、県民意見提出手続、いわゆるパブリックコメントと呼んでおりますが、これを活用しております。それから、治水、利水のみならず、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えていますとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて重要な役割を果たしておりますので、最近では、まちづくりと一体的に良質な水辺空間の整備を図る、ふるさとの川整備事業、あるいは市街地整備を一体的に実施するマイタウン・マイリバー事業、これらのモデル事業に代表されます水辺空間の整備を図ることが社会的な要請となっております。また、事業に当たりましては、当然、地域の個性あるいはニーズを反映させて、関係住民から広く意見を聞きながら事業を進めております。

このように、河川事業におきましては、地域共有の財産である川に関する情報を共有化し、地域住民や関係市町と連携を強化することが重要と考えておりまして、県民の参画と協働のもと、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

なお、当然でございますが、工事の実施に当たりましては、前もって工事の説明会を開催して関係住民等の意見を直接伺っておりまして、そこでいただいた提案等を適宜参考にしながら工事を進めております。

以上、河川事業において地元の声をどのように反映されているのかということに対する回答でございます。

3つ目のご質問は、治水安全度の設定の考え方について説明してほしいということとございました。これは、お手元の追加資料4ページ、5ページ、見開きの形でお

示しさせていただいております。これについて少し説明をさせていただきます。

まず、河川計画を立てます場合に、将来の整備目標、当面の整備目標を区分けしております。将来の整備目標設定の考え方については、河川の重要度、これは沿川に張りつきます人口密度、資産といったものや、既往洪水による被害の実態、あるいは経済効果等を総合的に考慮して定めております。基準については、具体的には建設省の河川砂防技術基準に指針として示されております。そして、この目標を定めると、河川整備基本方針、河川法改正前は工事実施基本計画と呼んでいましたが、そこに明記し、定めることになっております。

兵庫県における整備目標については、大きく3つに区分されまして、1つは、一級水系の淀川水系、これは猪名川であるとか神崎川ですが、特にその沿川の資産とか人口の集中が著しく、当然直轄管理区間との整合を図るために国と同じレベルの200分の1としております。2つ目が、阪神間、播磨臨海部でございますが、この沿川につきましても、人口、資産の集中が著しいということで、100分の1という目標を定めております。それから、それ以外の例えば但馬、丹波、淡路地域、ただし一級水系の加古川と円山川と由良川を除きますけれども、ここでは、人口、資産等が県内平均を下回っておりますことから、他地域とのバランスを考慮して60分の1としております。

そして、これらを整理したのが右の表でございまして、左から2つ目に、各水系ごとにその将来目標を記しております。

それに対しまして、当面の整備目標でございますが、これは審査いただいております調書に記載した治水安全度でございます。これにつきましては、当初、プレゼンテーションで説明いたしましたように、いわゆる治水・改修事業の段階的進め方、我々はかんながけと申しましたが、そういったことを基本に置きまして、将来の整備目標である治水安全度まで一気に整備を進めた場合、非常に事業規模が大きくなり、長期間を要し、また、そのことが事業効果の発現をおくらせることにもなりますので、当面の整備目標を設定して今、事業を進めているのが現実でございます。

その当面の整備目標でございますが、これも大きく3つに分けております。1つ目は、流域面積が大きく重要な河川や高潮区間については、当初から将来の整備目標どおり、あるいは、30分の1を当面の整備目標としていました。過去形になっておりますけれども、実は、河川改修は戦後20年代から行っておりまして、昭和20年代、30

年代あたりはこういった30分の1、あるいは高潮区間については当初から将来目標で整備を進めておりました。

その後、2つ目になりますが、要整備事業量がふえてきたこと、あるいはその間、特に昭和40年代、50年代に各地で洪水が頻発して被災等を受ける中で、そういった実態等を勘案しまして、当該河川における戦後最大洪水時の降雨相当、おおむね確率で20分の1から30分の1を当面の整備目標としており、現在に至っているということでございます。

3番目としましては、こういった1でも2でもないような目標を設定する場合もでございます。例えば、猪名川流域におきましては直轄区間も含めて総合治水という流域整備計画が策定されておりますので、あるいは下流区間や下水道の整備水準との整合を図るものや、既に十分な河川幅員が確保されていたもの等については、独自の整備目標や暫定整備目標を設定しております。

以上申しました当面の整備目標を、右の表の治水安全度の欄、右から2つ目のところに記載しております。そして、右端の設定の考え方に、、とございますが、これは備考欄に書いておりますように、が将来の整備目標をそのままやっている、が当該河川における戦後最大洪水時の降雨相当で行っている、が上・下流の整備の関係など特殊事情で独自の整備目標や暫定目標を立てているといったことでございます。

以上、簡単でございますけれども、資料等を見ながら説明させていただきました。
会 長

どうもありがとうございました。ただいまの河川事業に関しまして、追加のご質問あるいはご意見はございませんでしょうか。

委 員

30、20という数字の意味は何でしょうか。

事務局

我々河川改修をします場合に、治水安全度というのを定めます。治水安全度というのは、確率評価をしたものです。例えば20分の1というのは0.05、要するに確率が5%であるといった意味です。ちなみに、便宜上、20分の1ですから、20年に1回という表現もしてしまっていて、20分の1と示せば、20年に1回降るような大雨に対しても大丈夫なように河川改修をしているということです。だから、30分の1といたしますと、

30年に1回降るような大雨にも対応できるようなことを目指している、そういった意味の20分の1、30分の1です。

委員

ということは、例えば篠山市の2分の1は、2年に1回という解釈になるんですか。

事務局

これは特殊事情がございますので、これについて説明させていただきます。

上流武庫川工区の篠山地域におきましては現在、2分の1という非常に治水安全度が低い形で整備を進めております。

OHPで示しますと、もともと篠山地域、武庫川の上流につきましては、堤防もなく、深さもなくてという、平坦な地盤で川がありました。その後、延長約5kmから6kmにわたり、両岸がほ場整備をされることになりました。そうしますと、先ほどの他部局との連携ではございませんが、両側でほ場整備を施工するに当たりまして、当然河川部局もそれにあわせて河川用地を確保しました。そして、そのときに堤防の高さだけを高くしておきました。したがって、川の中は何もさわっておりませんので、川の断面積そのものは広がらないけれども、堤防をつくったことで少し安全になりました。そして、この状態がしばらく続いておりました。

その後、当然そのままではまだまだ浸水被害等も頻発するわけで、それに対しまして少しでも安全率を上げていくために、現在、このところを掘削しております。ここを掘ることで、確率でいえば2分の1程度までは対応できることになっております。

なぜもっと一気に5分の1とか10分の1ぐらいで掘れないのかということですが、実はこの武庫川につきましては、三田地域がまだ確率が10分の1ぐらいで整備されており、三田から篠山市にかけては5分の1程度で整備されています。従いまして、一気に上流を施工しますと下流に対して負担をかけますので、今、この部分については下流の状況を見ながらということと、それから2以上に掘削を進めようとするれば横断構造物等への支障が出てくるため、できるだけ早く全川にわたってその効果が発現するにはこの部分の部分を早く施工していこうということで現在取り組んでいるのが実態でございます。

当然、今後、下流も例えば5分の1という区間が改修されて30分の1といった暫定に向けての改修がなされれば、この区間につきましてもそれに合わせて治水安全度

を上げていくこととなります。

会 長

ほかにございませんか。 では、農道整備事業につきまして、追加のご説明をお願いします。

事務局

農道高山入野地区の計画日交通量 725台の意味及びその算出根拠について説明をというご質問でございます。

農道の計画日交通量は、計画路線の通行車両を普通乗用車に換算した後の最大ピーク台数でございます。計画農業交通量と計画一般交通量の合計になっております。高山入野地区につきましては、農業交通量が1日当たり 406台、一般交通量が1日当たり 319台で、合計 725台となっております。農業交通量は、農産物、生産資材等の輸送に係るものです。一般交通量は、交通量調査に基づきまして10年後の日交通量を推計したもので、現況の一般交通量に 1 を掛けて算出しております。これが 319台でございます。

農業交通量 406台の算出根拠を申し上げます。地区の作付体系等から最も輸送量の多い5月の農業交通で算定をしております。高山入野地区の農産物輸送量は、水稻、タマネギ、菊、ミカン等の生産物や生産資材等の総重量で、1年間で 4,494 t となっております。輸送のピーク月であります5月は、タマネギあるいは菊を主体に運搬をしております。一月で 1,420 t の輸送量となっております。この 1,420 t の生産物等を小型貨物車や軽自動車で運搬しますので、その積載量で割って1カ月の延べ台数を算出しております。さらに、月間稼働日数20日で割って、1日当たり台数 406台を算出しているところでございます。

会 長

ただいまのご説明に質問はございませんでしょうか。この農業交通量は、調査によるんじゃないかと、作付量から計算されたわけですね。現況がどれだけということではなくて。

事務局

生産物等の重量から算出したものでございます。

会 長

調査はやっておられないわけですか。一般交通量の方は調査されているけれども。

事務局

交通量調査のときには当然農業用のトラックと一般交通量と別々に調査をしておりまして、一般交通量については、先ほど言いましたように10年後ということで1倍をして、そのままを使う、農業交通量については、地域の作付から生産物量をはじきまして算出しております。

会 長

ほかにございませんでしょうか。 では、ないようでしたら、質問に対する追加のご説明、これで終わらせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(2) 議案 - 1 再々評価に係る審議案件(林道、ほ場、農道、防災ダム、かんがい排水、河川事業)の審査

1) ほ場整備事業(3件)の審査

- ・ 審議番号17番 ほ場整備事業 鮎原吉田地区
- ・ 審議番号18番 ほ場整備事業 三木北部地区
- ・ 審議番号19番 ほ場整備事業 大沢地区

会 長

では、議案に入りたいと思います。再々評価に関する審議案件の審査でございます。審査対象案件総括表の1番から65番まで再評価、再々評価の分がございます。このうちの16番までは、既にご審議いただきまして済みしております。17番から65番のうち、武庫川関係の38番、50番、51番の3件もご審議いただいております。残る案件につきまして、今の追加説明に対するご質疑も含めて一応の審査は終わったわけでございます。ただ、本来ならこれを1件ずつ県の結論が妥当であるかどうかをご審議いただくところでございますが、16番までと3件の19件を抜きましても40何件ございます。まことに申しわけないのですが、事業ごとに一括してご審議いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。事業種別ごとに区切ってご審議いただきたいと思っております。

ご承知のように、この審査は、県が作成しました調書に基づきまして、その事業

の必要性、有効性・効率性、環境適合性、優先性等の観点から、県が出しております再評価の結果、継続等の結論が妥当であるかどうかについてご審議いただくことになっております。県の出しております調書によりますと、全部継続と出ております。それがいいかどうかについて、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

まず、17番、18番、19番、ほ場整備事業の3件でございます。いずれも、かなり事業が進んでおりまして、途中でとめるわけにもいかない面もあるかと思っておりますが、何かご意見はございますでしょうか。

委 員

これは進行すべきだと思います。

会 長

では、県が出しております継続妥当ということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

2) 農道整備事業(2件)の審査

- ・ 審議番号20番 農道整備事業 南淡路地区
- ・ 審議番号21番 農道整備事業 高山入野地区

会 長

次に、農道整備事業、20番と21番の2件でございます。これはいかがでございますでしょうか。継続妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、そのように計らわせていただきます。

3) 林道整備事業(14件)の審査

- ・ 審議番号22番 林道整備事業 三川線

- ・ 審議番号 2 3 番 林道整備事業 笠形線
- ・ 審議番号 2 4 番 林道整備事業 須留ヶ峰線
- ・ 審議番号 2 5 番 林道整備事業 池ノ尾線
- ・ 審議番号 2 6 番 林道整備事業 千町・段ヶ峰線
- ・ 審議番号 2 7 番 林道整備事業 八木谷・大谷線
- ・ 審議番号 2 8 番 林道整備事業 中辻・肥前畑線
- ・ 審議番号 2 9 番 林道整備事業 仏ノ尾線
- ・ 審議番号 3 0 番 林道整備事業 庄尾線
- ・ 審議番号 3 1 番 林道整備事業 栗鹿山線
- ・ 審議番号 3 2 番 林道整備事業 三原・水口線
- ・ 審議番号 3 3 番 林道整備事業 三日月本郷線
- ・ 審議番号 3 4 番 林道整備事業 福岡作山線
- ・ 審議番号 3 5 番 林道整備事業 栗ヶ尾線

委 員

林道整備の規格についてご質問申し上げたんですが、規格によって当然コストが違って来るんじゃないかという気がします。したがって、高規格道路にするそれなりの理由があるということがたしか書いてあったと思うんですけども、この林道整備についてその辺の整備をするポイントといいますか、つまり高規格でなくてもできるものはしているのであって、高規格道路は高規格道路でなければならないというふうに単純に考えていいのかどうか、一点ご質問させていただきます。

会 長

林道の規格でございますが、これは大体決まっているんですね。

事務局

林道は一応 1 級、2 級、3 級と分けているわけですが、例えば今回審査願っていますような大規模で連絡線形になったものは 1 級に格付しております。それにつきましては、時速 20km で自動車が走れるような幅員並びにカーブ、それから林道の勾配を検討してやっております。それらにつきましては、国の方の林道規程で、時速に合わせて林道の規格が決まっているということです。

会 長

1級ではなくて3級でもいいところまで1級の道をつくってるんじゃないかと
委員

ということはないですねという。

事務局

小規模なものについては3級ということもありますけれども、今回の分については、県営で規格の高いものというふうに認識しております。

会長

だから、普通の道路よりは随分格が低いと言ったら悪いけれども、例えば舗装の問題とか何とかは、林道は林道なりにということになります。農道はまた違うようでございますが、よろしゅうございますか。

では、随分ご意見も出て検討されたようでございますが、14件まとめまして、県が出しております継続妥当ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長

では、そのように計らわせていただきます。

4) 防災ダム事業の審査

・審議番号36番 防災ダム事業 柿ノ木谷池地区

会長

36番が防災ダムでございます。柿ノ木谷池地区でございます。これは10年経過の分でございますが、継続妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

それでは、そのように計らわせていただきます。

5) かんがい排水事業の審査

- ・ 審議番号 37 番 かんがい排水事業 本庄川地区

会 長

37番がかんがい排水事業、再々評価でございますが、これも継続したいということとで県から原案が出ております。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

6) 河川事業(25件)の審査

- ・ 審議番号 39 番 河川事業 加古川 中流工区
- ・ 審議番号 40 番 河川事業 東条川 小野工区
- ・ 審議番号 41 番 河川事業 千種川 本川工区
- ・ 審議番号 42 番 河川事業 " 加里屋川工区
- ・ 審議番号 43 番 河川事業 三原川
- ・ 審議番号 44 番 河川事業 夢前川
- ・ 審議番号 45 番 河川事業 千鳥川
- ・ 審議番号 46 番 河川事業 山根川
- ・ 審議番号 47 番 河川事業 喜瀬川
- ・ 審議番号 48 番 河川事業 明石川
- ・ 審議番号 49 番 河川事業 市川
- ・ 審議番号 52 番 河川事業 金剛寺谷川
- ・ 審議番号 53 番 河川事業 船場川
- ・ 審議番号 54 番 河川事業 瀬戸川
- ・ 審議番号 55 番 河川事業 猪名川 猪名川工区
- ・ 審議番号 56 番 河川事業 一庫大路次川
- ・ 審議番号 57 番 河川事業 駄六川
- ・ 審議番号 58 番 河川事業 神崎川(高潮)
- ・ 審議番号 59 番 河川事業 庄下川(高潮)
- ・ 審議番号 60 番 河川事業 明石川(高潮)

- ・ 審議番号 6 1 番 河川事業 野田川（高潮）
- ・ 審議番号 6 2 番 河川事業 水尾川（高潮）
- ・ 審議番号 6 3 番 河川事業 大谷川（高潮）
- ・ 審議番号 6 4 番 河川事業 千種川（高潮）
- ・ 審議番号 6 5 番 河川事業 加里屋川（高潮）

会 長

38番の武庫川ダムにつきましては今回審査から外させていただきまして、河川事業が39番から49番までと52番から65番まで、合計25件ございます。いずれも再々評価でございます。河川事業というのは、随分たたかれておりますけれども、やり出したらやめられないところもございます。公共事業は全部そういうところがあるんですけども、河川は特に、ちょっとここで2～3年、ということもできないような事情もございます。いつあふれるかわからないという治水の面がございまして、これもいろいろ、この川については……ということもございましてですが、特に高潮に関連するようなところ辺になりますと、先ほどご質問がございました2分の1とか30分の1とかというのは非常に怪しい確率で、来年5月に起こるかもしれない。確率はみんなそういうものですが、その辺を考えましたら、25件まとめて、いろいろご意見はあるかと思いますが、一応継続妥当ということでよろしゅうございましてでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長

では、継続妥当ということで取り上げさせていただきます。

これにつきましては、特に、林道、河川等についてはまとめてのご意見をいろいろいただいておりますし、個々の事業の意見もいただいております。だから、成文化につきましては、次のこの審査会でご承認いただきたいと思いますが、今の継続妥当という立場での一応の文章をつくらせていただいて、またお諮りしたいと思います。よろしゅうございましてでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

(3) 議案 - 2 再々評価に係る審議案件(ダム事業)の説明、質疑

1) ダム事業(6件)について説明

- ・ 審議番号1番 ダム事業 石井ダム建設事業
- ・ 審議番号2番 ダム事業 与布土生活貯水池建設事業
- ・ 審議番号3番 ダム事業 但東生活貯水池建設事業
- ・ 審議番号4番 ダム事業 八鹿生活貯水池建設事業
- ・ 審議番号5番 ダム事業 みくまり生活貯水池建設事業
- ・ 審議番号6番 ダム事業 西紀生活貯水池建設事業

会 長

以上6つのダムにつきまして、お手元にお配りしておりますが、本日付をもちまして知事の方から審査の依頼状が出ております。この依頼を受けまして、今ご説明いただいたわけですが、何かご意見あるいはご質問はございますでしょうか。

石井ダムはちょっと毛色が違うようでございますが、あとの5つは治水の面、利水の面、特に水道事業としての面が共通で、しかも丹波、但馬地域という点も共通でございます。

委 員

石井ダム、みくまりダムを除いて、但馬の場合はいずれも、地元で市町村の合併法定協議会ができていて、それぞれが別々の地域に属しているダムですね。ですから、当然、新しい市ができれば新市の水道契約が大きな柱になるかと思えます。完成予定年度は平成20年代が多いわけですがけれども、水道用水取水量も違ってくるでしょうし、ダムの規模と需要計画の調整ということは、現時点では何か予定というか、予想しておられますでしょうか。

事務局

例えば山東町、八鹿町でございますが、町の方に聞きますと、基本的には、それぞれ現在ある水道施設、あるいは現在予定している水道計画はそのまま、新市に引き継がれるとのことで、合併したことで例えばどこかの給水エリアを広げるとか、あるいは休止するといったことは現在考えていないと聞いております。

委員

治水代替案との経済比較に基づくC / Cについて教えていただきたいんですが、先ほどは模式的に、いわゆる河道改修とダム改修との組み合わせで真ん中ぐらいがミニмумになるようなケースをご説明いただいたと思います。今回上がっております案件につきましても、やはり河道改修との適当な組み合わせでダムの規模を決めた方が、つまり真ん中ぐらいで最少コストがあらわれたのか。もしそうであれば、河道改修を伴って初めて治水効果があらわれることになる、河道改修がセットでベネフィットが初めて出るわけですね。そういう場合のB / Cにつきまして、Cの中に河道改修は今回はダム事業に対する公共事業評価ですから入っていないと思うんですが、そのあたりの関係が私にはよくわからなかったもので、これは、ダムだけやった方が、河道改修を伴わない場合の方が最少費用だったのでしょうか、それともやはり河道改修もセットで治水を考えなければいけないのでしょうか。全般的な話ですが。

事務局

基本的には、代替案を考えます場合、ダム建設費の治水分と河道改修費の合計額で案を比較し、最適案を決定しております。

委員

河道改修もある程度やらないと効果が出ない。

事務局

ダムだけで安全が確認できない場合は、最終的には河道改修も行いますけれども、ダムが先行した場合の安全度は、ダムができることでその分上がってきます。

委員

この場合のBというのはどうなっているのでしょうか。

事務局

ダム事業における費用対効果・B / CのBは、ダム事業による便益のみを計上しています。

委員

ということは、浸水被害も、本当は守らなければいけない浸水域のうち、ある部分だけしか達成されていないと。

事務局

そうです。

委員

わかりました。だから、いずれの事業も、河道改修とセットで初めてコストがミニマムになる場合ばかりだったわけですね。

事務局

そうです。ただし、但東ダムにつきましては、下流河川は一切さらわないで、ダムだけで対応することが最適となっております。

委員

2つほど教えてほしいんですが、一つは、総事業費です。事業採択年度から着工年度までかなり時間がかかっておりますし、そういう意味で、総事業費の見積もりはいつの時点でなされているのか。後の地形測量なり、先ほどの用地買収等々でいろいろと思わぬ費用がかさむことがあると思うんですが、その辺の事業費のあり方、積算の時点をちょっと教えていただきたい。

事務局

基本的には、採択時に算定した事業費でございます。ただし、八鹿ダムと西紀ダムにつきましては、平成12年に見直しをしております。

委員

見直しというのは、プラス、マイナスがあるかと思えます。下がった数字がどこにあるのか、ちょっとわかりませんのですけれども、それは上がることも下がることもありますか。

事務局

ちなみに具体的に申しますと、西紀ダムでは、採択時50億が、今54億になっております。調書のとおりでございます。

委員

それからもう一点は、環境問題が常に環境適合性で出てくるんですが、これについてはいずれも、ほとんど学識経験者の皆様のご指導のもとに、こういうことで事業を進めるということになっているんですか。そういうことで、貴重な動物等々の後の保護というか、その辺については本当に心配ないという理解をさせていただいてよろしいのでしょうか。

事務局

基本的に、どのダムでも専門の先生方のご指導を受けておりますが、特に与布土

ダムと八鹿ダムにつきましては、自然環境の豊かなところでございますので、鳥類、水生生物、植物など、それぞれの専門の先生方に参加していただき委員会を設け、例えば工事を行う場合、こういった形で支障になるかとか、環境への影響を最小限に抑えるためにはどういう配慮をしなければならないかとかについて、その委員会の提言をいただいています。同じ道路をつくるのでも、例えば法面を少なくするとか、あるいは本当に貴重なものがあればそれらを移植するとかということを現在考えております。

委員

実は、私の過去の会社の仕事の経験で、クマタカが存在するというので、そこでのテストロードのいわゆる開設工事がストップして、結局できなかったことがあります。したがって、ダムについては、それぞれ採択年度がかなり古いわけですので、しかも進捗状況を見ますとかなり進んでいる分もありますから、これは少なくともそういうダムをつくるという前提でベストな環境の状態をつくっていくという理解でいいのでしょうか。

事務局

先ほども申しましたように、県の条例では全くアセスをする必要がない、あるいは評価する必要もないという小さいダムでございますけれども、現状のそういった自然環境に我々は配慮しまして、同等の対応といいますか、専門の先生方のご意見を聞くことにしておりますので、先生方の提言を誠実に実行していきたいと思っております。

会長

八鹿ダムと与布土ダムにつきましては、クマタカが上を飛んでいるのは確認されたわけですが、最近、営巣地もわかりまして、水没はしない。一番関係があるのは、今、両方とも真ん中を林道というか作業道が通っているわけですが、そこがダムの底になってしまいますので、兩岸へ作業道をつけかえなければならない。それが営巣地に近いところの工事になるということで、県民局長あてに提言してほしいという要望が出て、両方とも、ここには十分注意するようとか、差し支えないだろうという提言が出されているはずでございます。

ただ、植物につきましては、ダムの底へ沈んでしまうものが幾つかございます。これは、そこだけ上へ置いておくわけにはいきませんので、移植という方法になるか

と思いますが、移植には季節的な時期もございますので、既に移植工事を始めているところもあるように聞いております。

動物の方は、向こうも動きますので、こちらで現時点ではこれで最良ということを考えても、例えば営巣地がかわりましたら話が振り出しに戻りますので、その辺、事業者の方で十分気をつけていただかなきゃならないと考えております。

委員

ダム事業の費用対効果算定には、水資源開発に伴う便益というのは入っていないかと思うんですが、入っていないんでしょうか。

事務局

入っていません。

委員

そうすると、例えば非常に極端な場合になりますが、治水容量が物すごく小さいと、B / Cが出ない場合がありますね。昔、生活貯水池が小規模生活ダムとか言われていたころは、多分事業の始まりの経緯は主に水資源開発だったと思うんです。そういうところが結構たくさんあるから、こういう事業が必要だと思います。しかし、逆に、水は足りないんだけど、治水の便益が出ないからギブアップしなければいけないというような事態もこれから起きる可能性があるわけですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局

そうです。

会長

特に淡路島とか、あの辺になりますと、治水の面より利水の面が非常に大きいものが出てくると思います。現に出ているんですが、その場合は、今の計算方法ではちょっとB / Cはぐあい悪いなと思います。

私から一点ですが、いずれも、事業採択からかなり時間がたっております。しかも、現在の進捗率が、西紀ダムでは18%、用地買収が0%というものもございます。これは、何もゆっくりしようということでおくれさせているのではないと思いますけれども、何かそれぞれ理由があって、今後まだ10年以上かかるのか、それとも何とか完成予定年度までに完成する見込みがあるのか、その辺はどうでございましょうか。幾つかありますが、例えば西紀ダムの場合は、進捗率18%、用地買収が0%で、完成

が21年度になっております。その辺はどうでございますか。

事務局

個別に申しますと、西紀ダムにつきましては、進捗状況のところを示しましたように、用地は今年から買う予定で来年には100%に持っていけると思います。

また5つの生活貯水池すべてについて、実は、補助事業におきます国からの予算補助が非常に少なくなっておりまして、ここまで採択から遅れた中にも少しそういった事情がございます。以前は、国の方も、用地が買えたら建設工事に着手する、あるいは本体工事に着手すれば集中的に投資するというのも5～6年前まではあったんですけれども、全国的に今は、そういった厳しい中で割り当てが少なくなっているというのが現状でございます。

今後の事業進捗度がどうかということにつきましては、我々としましては当然、町の方で水事情が逼迫しているという状況もございますし、ある程度スクラップ・アンド・ビルドという形になりますけれども、すべて同時並行はできませんので、できるだけ早期に一つ一つを片づけながら、最終的にこれらすべてのダムを完了させたいと現在思っております。なかなか予算的には厳しい状況でございます。

会 長

特に但馬、丹波の方では、水道事業が絡んでおります。余り何年も引き延ばすわけにはいかないだろうと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

委 員

先ほどのB/Cの考え方と説明資料のC/Cとの関係で教えていただきたいんですが、まず、評価調書に載っているB/CのCの方は、少なくとも一般説明図のスライド8のミニマムコストCに対応する場合の河川改修コスト+ダム建設コストが分母のCになっていないとおかしいですね。

事務局

ダム事業の費用対効果といいます場合、ダムができて発生する便益と、そのダムに要する費用の比で出しますから、C/Cではないということです。

委 員

ダムの建設による便益は、洪水被害が抑えられることによる便益ですね。

事務局

そうです。

委員

そうすると、河川改修をしない場合に、その便益は発生しないんじゃないですか。ダムと河道改修とをあわせて計画高水がカットされるわけでしょう。その便益が発生するのは、両方がコントロールできたという条件のもとでの便益ですね。だから、分子に両方ができたときの便益を入れていて、分母の費用は片方しかできていないと。

事務局

順番で申しますと、我々としましては、基本高水をどう流すかという中で治水対策の代替案を考えます。そのときに、ダムだけか、ダムと河川改修との組み合わせが最適なのか、あるいは河川改修だけでいくのがいいのか、そういったもののまず目安と申しますか、その妥当性を比較したのが今言うC です。そして得られた治水対策案、すなわちダム＋河川改修ということに対しまして、じゃあダムをつくるに当たった費用対効果・B / Cはということで、Bはダムができることにおける便益、そしてCはダムの治水部分に係る建設費用のみを比べることにしております。

事務局

Bは河道改修分を含まないと思います。

委員

河道改修分を含まないBなんですか。その場合、分離すると最適計画にはならないと思うんですがね。

事務局

河道改修を後ほど行っていけば、最適計画を達成できるということです。

委員

そうです。ですから、その場合には、C の分母に来ているCの河道改修部分が後ほど河道改修計画として実施される、その費用をかけていくと。だから、これは、別々に評価して、例えば河道改修計画で今度断面を広げるときに、またBで河道を広げた分だけでどのくらい出るかという計算をしていって、和が最適になっているかどうかかわからないようになっている。ちょっと数式を書かないとわからないですが、そういう形になって、矛盾してくるだろうと思うのが一点。

それからもう一つは、先ほどいずれのダムも貴重種が存在するという事だったんですが、ダム事業をやるという案が出たときに、事前にそういう貴重種の調査をやる制度は今ないんですか。

事務局

今、本来の環境アセスに該当するような事業でしたら、それはあると思います。

委員

今回の審査対象になっているダムは、いずれもアセス法の対象外の事業で、その場合には、もうやっている途中で、見つかったらしようがないということになっているわけですか。

事務局

基本的に、事業着手、いわゆる採択に向けては、現地調査まではいかなくても、文献調査あるいは既往の資料でもってある程度の把握はできますし、建設採択された後は、環境調査費の予算もつきますので、現地調査等、ある程度高度な調査ができるという状況になっております。

委員

余り細かいことを言ってもしょうがないのかもしれないのですが、クマタカにしても、いろいろな貴重植物にしても、それを移植したり再生させていくための費用というのは、物すごくかかるようだったら、先ほどのダムと河道の組み合わせの最適の中に実は入れておかないと、理論的にはおかしいんですね。極端に言ったら、何百億もクマタカを保存するために金がかかるぞとなったら、何をしているのかわからないわけですから。

ですから、制度的にそういうのが現段階では不備だということですので、できたらこれを機会に、そういう事前の調査と、現行の対策にどんなものがあるのか、どのくらいお金がかかるのかよくわからないんですけども、この評価はもう事業が進んでいますから、事後対策としてどのくらいお金がかかるのかということがわかれば、教えていただきたいと思います。

事務局

2点目につきましては、今、手元に個別に整理したものがございませんので。ただし、先ほどから申しておりますように、いずれのダムにおきましても、専門の先生方の意見を聞いて対応等をしておりまして、それらに要する費用あるいは内容、これらを一度まとめてご説明したいと思います。

委員

ついでに、どのダムか忘れましたが、林道が水没してつけ直さなければい

けないダムがありましたね。その林道つけ直しの費用がB / CのCには含まれていないんでしょうね。

事務局

入っております。

委員

それは、額としてどれぐらいになっているんでしょうか。

事務局

これにつきましても、恐れ入りますけれども、各ダムについて一度整理したものでお示しします。

委員

次回で結構です。

会長

ほかにございませんでしょうか。今、委員の方から宿題が出されましたが、それ以外に、特にこのダム事業について宿題として次回までに調べておいてほしいというものがございませんでしょうか。あるいは、今までの各事業について、実は次の会議でできたら終わりたいと考えておりますので、その点も含めまして、もし今思いつくことがございませんでしょうしたら、帰ってからでも結構でございませ、事務局の方へいつものように電話なりファクシミリを入れていただいて、次回に返答を求めたいと思います。

本日の審査としましてはこれで終了いたしたいと思いますが、よろしゅうございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

では、次は第9回でございませ、先ほども申しましたように最後の審査会ということにいたしたいと思います。今日の宿題のお返事を承ると同時に、知事から意見照会が来ておりますので、それに対するお答えを成文化していきたいと考えております。それにつきましても、必ずこれはつけておけとか、あるいはこれを忘れていたけれどもというのがございませしたら、また事務局の方へご連絡をお願いしたいと思いま。そして、そのご意見をもとに、事務局と相談して素案をつくりまして、今日ご欠

席の委員もいらっしゃいますので、できましたら次の会議までにお送りして、目を通していただいて会議を進めたいと思います。その辺、お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

では、本日の審査会、これで終わらせていただきます。どうも長時間、ありがとうございました。

3 閉 会